

総合研究

教育と法

教育と法
研究会

第56回 いじめ防止対策推進法の施行と学校の対応

星野 豊 (筑波大学准教授)

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律71号。以下、単に「本法」ということがある)が本年6月28日に成立し、3カ月を経過した9月28日より施行された。本稿では、本法の概要を解説するとともに、学校において従来行われてきたいじめ防止対策と、本法の求めるいじめ防止対策との間における異同について検討する。

1 いじめ防止対策推進法の 基本理念……………

本法は、いじめが、①いじめを受けた児童生

徒の教育を受ける権利を侵害し、②いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、③いじめを受けた児童生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、ということから、いじめ防止対策、すなわち、①いじめの防止、②いじめの早期発見および③いじめの対処のために、いじめ防止対策の基本理念を定め、国および地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止対策の基本的事項を規定することを目的とする、とされている(第1条)。本法でいう「いじ

め」とは、他の生徒から行われる心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、と定義されている(第2条)。

また、本法でいう、いじめ防止対策の理念とは、①いじめが全ての生徒の学校生活に影響を及ぼすものであることから、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うべきこと、②全ての児童等がいじめを行わず、および他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われるべきこと、③いじめを受けた児童等の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われるべきこと、とされている(第3条)。

一方、本法における関係者に対する規律とし

ては、生徒がいじめを行ってはならないこと（第4条）、国が本法の基本理念に則ったいじめ防止対策を総合的に策定し実施する責務を負うこと（第5条、第11条）、地方公共団体が地域の実情に応じて国と協力していじめ防止対策を策定し実施する責務を負うこと（第6条、第12条）、学校の設置者がいじめ防止対策に必要な措置を講ずる責務を負うこと（第7条、第13条）、学校および教職員が、保護者、地域住民、児童相談所等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止対策に取り組み、適切かつ迅速にいじめに対処すること（第8条）、保護者が子にいじめを行わず、いじめを受けた子どもを保護し、学校等のいじめ防止対策に協力するよう務めること（第9条）、がそれぞれ規定されている。

さらに、関連する措置として、国および地方公共団体が必要な財政上の措置を講ずるよう務めること（第10条）、地方公共団体が、必要に応じていじめ問題対策連絡協議会を設置できること（第14条）、がそれぞれ規定されている。

2 いじめ防止対策推進法の求める学校の対応……

前述した基本理念に則り、本法は、主に学校に対して、いじめの防止、早期発見および対処に関して、次のような措置を講ずることを求めている。

まず、学校は、生徒の情操と道徳心、対人交流能力の素地を養うため、道徳教育および体験活動の充実を図り（第15条第1項）、地域住民や保護者に対して、いじめ防止対策の重要性に対する啓発等を行わなければならない（同第2項）。

次に、学校は、いじめの早期発見のための定期的な調査等適切な措置を講じ（第16条第1項）、相談体制を確立し（同第3項）、関係機関との連携体制整備に努め（第17条）、教職員に対する知識向上のための研修、必要教員の確保、専門家からの助言を得られる体制を整えなければならぬほか（第18条）、インターネットを通じて、いじめの防止対策および啓発活動について、整備検討しなければならない（第19条）。

また、学校は、いじめ防止対策を実効的に行うため、教職員および心理・福祉等の専門家を含めたいじめ防止対策のための組織を置き（第22条）、いじめの兆候を発見した者は、学校へその旨を通報し（第23条第1項）、学校は速やかに事実関係の有無を確認してその結果を設置者に報告し（同第2項）、専門家の助言を受けつつ必要な措置を講ずる必要があるほか（同第3項および第4項）、いじめの加害者と被害者間とで紛争の発生することのないよう情報等の共有に務め（同第5項）、犯罪および重大な被害が生ずる恐れがある場合には、警察に通報し、適切に援助を求めなければならない（同第6項）。

さらに、いじめの加害者に対して教育上必要がある場合には、学校長は学校教育法に基づき加害生徒に懲戒を加え（第25条）、被害生徒との関係で必要があれば加害生徒に出席停止等の措置を講じ（第26条）、加害生徒と被害生徒との在籍校が異なる場合には、学校相互間の連携体制を整備する必要がある（第27条）。

そして、いじめが「重大事態」、すなわち、①被害生徒の生命心身または財産に重大な被害が

生じた疑いがあるとき、②被害生徒が長期間欠席を余儀なくされているとき、を生じさせている場合には、学校は速やかに対策組織を設置して事態を調査し(第28条)、設置管理者ないし監督機関に対して、調査結果を報告しなければならぬ(第29条ないし第32条)。

なお、以上の学校の行うべき対処については、本法に罰則は設けられていない。

3 今後における学校のいじめ防止対策のあり方……………

以上に概説した本法の規定からして、今後における学校のいじめ防止対策においては、以下の点に注意を払うことが必要であると思われる。

①事実関係の早期把握と組織的対応

生徒間のいじめは、ともすると学校や教職員の目から見えない所で行われる傾向があり、個々の教員が把握している各生徒に対する評価の陰に隠れる場合も少なくない。このため、本法では、生徒と直接接するクラス担任教員ないし授業担当教員のみならず、学校全体、場合によ

り地域住民や保護者からの情報提供をも通じて、いじめの早期把握に組織的に務めることが求められると考えられる。

もつとも、生徒がいじめを行っている恐れがあるとの疑いを基盤として生徒と接することについて、学校の教育理念に照らして心理的な抵抗が個々の教員に生ずることは否定できないため、あくまで異常事態が生じていないか否かの確認を常時行い、事態が生じた際に速やかに対応ができる体制を整えておくことが、現実的な対処であると思われる。

②関係機関との連携

学校内でいじめがあるとの事実が把握された場合、学校自体に対する評判となることを懸念するあまり、事態を「内々」にかつ「穏便」に処理してしまおうとする対処は、決して少なくなかったものと思われる。本法は、これに対して、学校に事実関係の早期調査と関係機関に対する結果報告とを求め、場合により警察への通報と援助要請を行うべきことを明確に規定することにより、学校が事態を「隠蔽」することを防止し、いじめが社会全体の問題であることを

示しているものと考えられる。

もつとも、この対処が関係生徒に対して最も教育上効果があるかは、なお不明な部分があるというべきであり、被害生徒側の意向を尊重する対処も、十分配慮されるべきであるように思われる。

③いじめの構造変化と新規技術への対応

インターネットを通じたいじめの防止対策について、本法があえて明文を設けていることから明らかな通り、「学校におけるいじめ」が、必ずしも「学校敷地内で行われるいじめ」に限らなくなっている、との認識も、改めて確認することが必要である。すなわち、従来における「いじめ防止対策」は、学校の教育上の権限との関係から、事実上学校の管理可能な学校敷地内におけるものが対象となり、通信機器等については、学校への持参を禁止する以上の対処が行われてこなかった感がある。しかしながら、インターネットを通じたいじめは、むしろ学校敷地外である各生徒の自宅等において情報の送受信が行われるのが通常であり、かつ、家庭内におけるインターネットの利用に関しては、各

家庭における判断が、学校の教育上の判断よりも事実上優先することが否定できない。

従って、学校としては、インターネットの利用が各生徒において自由に行われることを前提として、その「利用」のための適切な方法を教育することをもって対処する必要があるであろう。この際には、まず指導する立場にある教員の側について、新規技術の知識が最小限あることが必要であり、学校の敷地外における生徒の行動に対して学校がどこまで積極的に関与すべきであるかについても、検討しておく必要があるように思われる。

④被害生徒への環境整備

いじめを受けた生徒に対する教育に関して、従来は、適切な時期における学習内容の保障に重点が置かれていたため、自宅での学習等の保障が事実上中心となり、被害生徒が「学校に出てくる」ことについては、当該生徒の意思に専ら委ねられる傾向があった可能性がある。本法は、これに対して、被害生徒の「教育を受ける権利」はあくまで「学校において教育を受ける権利」であることを前提とし、加害生徒に対し

て出席停止措置を課してでも、被害生徒が「安心して」学校に来られるよう配慮すべきことを事実上求めているものと考えられる。

もつとも、このような対処は、ごく少数の生徒のみがいじめを行っていた場合についてはともかく、社会的差別等を背景とする多くの生徒が事実上関与する中で行われたいじめに対しては、実行することがかなり難しい面がある。また、加害生徒といえども生徒であることに代わりはなく、適切な教育を日々施していく必要性は本法の下でも否定できないはずであるから（この点は犯罪者に対する処罰と完全に理念が異なる部分である）、加害生徒に対する補習と再教育を組織横断的に行うことが可能な施設を整備するのではない限り、前記対処は絵に描いた餅に終わる危険性もないではないように思われる。

4 本法の施行と学校の対処の変化

本法は、かなり大きく報道された具体的な事件を契機として制定されたものであること、お

よび、法律の文言としてはかなり明確な表現を多用する傾向があることから、学校関係者の中には、本法施行後におけるいじめ防止対策のあり方について、相当の不安と懸念とが交錯している可能性があるが、学校が行うべき対応としては、実はそれほど大きな変化が生ずるわけではない。要するに、事実の早期発見に努め、事態が生じた場合には迅速に対処し、必要に応じて関係機関と連携する、ということ、大抵の事態に対しては、適切な対処が図られるはずである。

ただし、本文中でも指摘したとおり、新規技術の発展に伴った新たないじめの構造や、いじめ発覚後の関係生徒に対する教育のあり方については、従来の学校における対処のみでは、必ずしも適切な対応とまらない可能性もないではない。社会が不断に進歩する限り、異常事態としてのいじめも「進歩」していくことは避けられないわけであり、学校がそれに応じた新たな対処を不断に検討する必要があることを、本法の制定施行を契機として、改めて検討することは、必要かつ有益であると思われる。